

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年(令和3年)4月1日～2026年(令和8年)3月31日までの5年間
2. 目標と取組内容・実施時期

### ■目標1：次世代育成支援対策推進法に基づく目標

男性社員の育児休業取得率を10%以上とする。

#### <実施時期・取組内容>

- 2021年4月～ 男性社員の配偶者が出産した場合に、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、男性社員が育児休業を取得した場合の情報提供を行い、取得推進を図る。
  - 2021年4月～ 社内イントラネットで、男性社員の育児休業取得に関する制度情報を定期掲載する。
- ※以後、運用状況を確認し必要に応じ社内への周知等を実施し、計画期限までに目標達成を目指す。

### ■目標2：次世代育成支援対策推進法に基づく目標

子の看護休暇制度を拡充する。

#### <実施時期・取組内容>

- 2021年4月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 2022年4月～ 制度導入。社内イントラ掲載などによる社員への周知を実施。

以上